

令和3年1月25日

尼崎市長
稲村和美様

尼崎市男女共同参画審議会
会長 西村 智

**「第3次尼崎市男女共同参画計画」及び
「第2次尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」の
令和元年度実施状況調査報告について**

尼崎市では、平成17年12月に「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」が制定された。また、この条例の理念を具体化し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施していくための行動計画として、平成19年4月に「尼崎市男女共同参画計画」（以下、「第1次計画」という。）、平成24年2月に「第2次尼崎市男女共同参画計画」（以下、「第2次計画」という。）、平成29年3月に「第3次尼崎市男女共同参画計画」（以下、「第3次計画」という。）が策定された。

さらに平成24年2月に第2次計画で掲げる基本目標「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の実現を目指すため、また、DV防止法第2条第3項に基づく本市の基本計画として「尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」、平成30年3月に「第2次尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」が策定された。

計画の推進にあたっては、実効性を確保するため、尼崎市男女共同参画審議会において、毎年度その進捗状況の点検を行うこととなっている。

この度、令和元年度実施状況について点検を行い、その結果を別紙のとおり報告する。報告を踏まえ、今後さらに効果的に男女共同参画社会づくりに関する取組を推進していくために、改善すべき点は改善に努め、関連する各事業・各所管課でのより一層の連携に努められたい。

以上

I 第3次尼崎市男女共同参画計画の令和元年度における進捗状況調査について

基本目標1 男女の人権の尊重と暴力の根絶 (指摘事項)

・ DV等の暴力を許さない社会づくり

「デートDV防止にむけた啓発」について、若年のうちにDVに関する知識を深め、DVを防止する観点から、学校の実情を踏まえつつ、さらなる啓発への工夫に努められたい。 【No.1115 学校教育課】

「尼崎市要保護児童対策地域協議会の実施」について、子どもの育ち支援センター開設に伴い要保護児童対策地域協議会事務局が南北保健福祉センターから移転したことから、南北保健福祉センターを含む関係機関との連携体制の強化に向けた具体的な方策の検討に努められたい。 【No.1117 こども相談支援課】

(評価事項)

・ 性の多様性に配慮した人権の尊重

「性の多様性について理解を深めるための啓発」について、兵庫県内において早期にパートナーシップ宣誓制度を導入し、その後、阪神間における制度導入がさらに進むなど、性的マイノリティへの社会的理解の促進に向けた取組を評価する。今後も、引き続き、性の多様性の尊重に向けた取組を進められたい。

【No.1311 ダイバーシティ推進課】

基本目標2 社会の制度・慣行等の見直し

(指摘事項等なし)

基本目標3 政策や方針の企画・決定における女性の参画拡大

(指摘事項等なし)

基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの確立

(指摘事項等なし)

基本目標5 女性の生涯にわたる健康の確保

(指摘事項等なし)

Ⅱ 第2次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画の進捗状況調査について

1 相談体制の充実

(評価事項)

・ 配偶者暴力相談支援センターを中心とした切れ目ない支援

相談員に対する困難事例への対応力強化や資質の向上、バーンアウト※防止とともに、被害者等へのアプローチや心情理解につながる心理士及び弁護士によるスーパーバイズを実施していることを評価する。

【シートNo.1 配偶者暴力相談支援センター】

※バーンアウト:仕事などに没頭していた人の心身のエネルギーが尽き果て、意欲をなくす現象

(評価事項)

・ 配偶者暴力相談支援センターと女性センターとの連携

配偶者暴力相談支援センターや地域保健等の関連所管課と女性センターがより適切な被害者支援を行えるよう、互いの支援内容を確認するとともに、具体的相談事例を通して互いの役割を把握することにより、顔のみえる関係づくりを促進したことを評価する。

【シートNo.2 ダイバーシティ推進課】

2 被害者の安全確保

(指摘事項等なし)

3 自立・被害からの回復への支援

(指摘事項等なし)

4 暴力の未然防止

(指摘事項)

・ デートDV防止に向けた啓発

「デートDV防止にむけた啓発」について、若年のうちにDVに関する知識を深め、DVを防止する観点から、学校の実情を踏まえつつ、さらなる啓発への工夫に努められたい。

【シートNo.23 学校教育課】

5 推進体制の充実

(指摘事項等なし)